

1 レベル3 建材の除去等作業時の石綿飛散防止

意見概要	対応する論点
<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 建材については、数が多いから実行可能性を考えるべき ・リスク・発じん性の高い作業に焦点をあてていくべきである。 【大迫委員、浅見委員】 ・けい酸カルシウム板第1種（レベル3）、吹き付け仕上塗材（レベル1）といった区分けが本当に正しいのか検討が必要。 【笠井委員】 	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 建材が使用された建築物等の解体等作業について規制基準を設けるべきではないか。（作業基準、届出、完了確認等） ・大防法の規制の対象とするレベル3 建材及びその飛散性に応じた飛散防止方策を検討するべきではないか。（規制対象の建材、工法、工事の規模 等）
<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 建材の除去も届出義務対象にし、法規制を強化すべき。 【全国労働安全衛生センター連絡会議、建築物石綿含有建材調査者協会】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・全てを届出対象とした場合、事業者・行政双方が対応困難 【山形県】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3 建材について、自治体の取組を説明してもらいたい。 【大迫委員、勢一委員】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・手ばらしの定義を明確化し、3省で合意してほしい。 【浅見委員】 ・「手ばらし」はお金と時間をかければできるが、どこまで強制的に手ばらしを求めるのか検討が必要。 【笠井委員】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・湿潤化の方法と効果の検証が必要。耐水性や塗装仕上げされている建材などは作業前の湿潤化は困難。必要に応じて飛散抑制剤を散布。HEPA付掃除機による集じんもある。屋根、床の湿潤化は危険な場合もある。 【笠井委員、日本建設業連合会】 	

2 事前調査の信頼性の確保

意見概要	対応する論点
<p>・事前調査について、自治体ごとに追加項目や解釈の違いがあるので統一させてもらいたい。</p> <p>(例) 外壁塗材に下地調整材が含まれる小規模の外壁修繕等工事などで、届出事項に差があり煩雑となっている。【日本建設業連合会、山形県】</p>	<p>・事前調査の方法を法定化する等の明確化が必要ではないか</p>
<p>・解体等工事を行ってからでないと、石綿の有無がわからないところの記録を残させるようにしてはどうか。【浅見委員】</p>	<p>・事前調査の適切な実施が記録できるよう、事前調査結果、あるいは受注者から発注者への説明内容の記録・保存の在り方の検討が必要ではないか。</p> <p>・事前調査の結果や解体工事が始まってからでないと確認できない場所の情報が受注者から現場で作業する者に伝達されるための措置が必要ではないか。</p>
<p>・現場では、隠蔽部、誤った建材の使い方など予想し得ないこともあるため、調査漏れ、誤調査の責任まで調査者に負わせることは負担が大きい。</p> <p>【日本建設業連合会】</p>	<p>・事前調査に係る調査実施者の用件を明確化する必要があるのではないか。</p>
<p>・事前調査をしっかりと行うことが重要。</p> <p>【渡辺委員】</p> <p>・事前調査は知識を持っている者が行うことが必要。【中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 全国労働安全衛生センター連絡会議、日本建設業連合会】</p>	<p>例えば、三省共管となった建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について、活用していけないか。</p>
<p>・調査は実態をみる必要があり、研修では座学だけでなく、実地研修が有用。実地研修の受講や画像での研修でどこに石綿含有建材があるかを教育すべき。【笠井委員、浅見委員、外山委員】</p>	
<p>・特定建築物石綿含有建材調査者（旧調査者）と建築物石綿含有建材調査者（新調査者）の調査範囲の仕分けが必要。</p> <p>【建築物石綿含有建材調査者協会】</p>	
<p>・現状の工事数から考えると事前調査を実施できる者の数が不足している。専門的かつ幅広い知識を必要とする事前調査者の育成を国主導で行うべき。【廣田委員、日本建設業連合会、山形県】</p>	<p>・事前調査を徹底し、石綿の飛散を防止するため、自治体による解体等工事現場の把握が必要ではないか。</p> <p>・労働安全衛生法の下での対応との連携や、可能な場合には規制内容等の統一により、規制効果の向上や関係者負担の軽減を目指すべきではないか（事前調査方法・マニュアル 等）</p>
<p>・事前調査結果の届出制度の創設について、事業者が1か所に届出を出したら各所に伝わる、ということをお願いしたい。</p> <p>【神山委員】</p>	

3 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定

意見概要	対応する論点
<p>・位相差顕微鏡による検証もオンサイトであれば1時間ぐらいでできる。現場からの漏えい監視は位相差顕微鏡によって総繊維数を計測しリスク評価を実施すべき。</p> <p>・デジタル粉じん計は精度が悪いため、漏えい監視には使えるかもしれないが、リスク評価には使えない。</p> <p>【外山委員、小坂委員、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会】</p>	<p>・特定粉じん排出等作業において、どのようにモニタリングを実施するのか。</p> <p>(漏えい監視の措置、事業者及び地方自治体の役割分担 等)</p>
<p>・除去作業中のリスクアセスメントの実施(基準の設定も必要)及びその結果に基づく必要な措置を実施すべき。</p> <p>【全国労働安全衛生センター連絡会議】</p>	
<p>・大気濃度測定について、実施するのであれば測定頻度、測定時期、測定場所等を明確に定めることが必要。</p> <p>【日本建設業連合会、山形県】</p>	
<p>・セキュリティゾーンの出入り口における漏えい監視については、石綿則と同様に負圧の確認をしていれば良いのではないか。大気中濃度を測定しても外部、内部のどれが測定されたかの判断は難しい。【神山委員】</p>	
<p>・漏えい監視のための測定については、現場管理のための漏えい監視と自治体の立入検査の計測と区別して考えるべき。</p> <p>【日本繊維状物質研究協会】</p>	
<p>・行政が確認を行う場合は、体制の整備のための予算確保が課題。</p> <p>【山形県】</p>	
<p>・夜間に短時間で作業することもあり、隔離・養生の解除のための測定に時間がかかると困るため、迅速に測れる技術を活用してもらいたい。【笠井委員】</p> <p>・自治体の体制によっては迅速に測定結果を出すことが可能。【山神委員】</p> <p>・事業者負担の観点から簡便・安価な測定方法等の検討(総繊維数濃度での網掛け等)が必要。</p> <p>【山形県】</p>	<p>・迅速測定法は、どのように活用できるか。</p>

4 特定建築材料の除去作業が適切に終了したことの確認

意見概要	対応する論点
<p>・除去作業が適切に完了したことの確認を義務づけるべき。</p> <p>【中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国労働安全衛生センター連絡会議、建築物石綿含有建材調査者協会】</p>	<p>・取り残しの有無、除去作業が計画どおりに行われたことの確認を行うよう定める必要があるのではないか。</p>
<p>・事後の確認については、事前調査と関連づけて確認する必要がある。</p> <p>【大迫委員】</p>	<p>・確認の適切な履行の担保の方策を定めるべきではないか。</p> <p>（例：完了確認結果の記録及び保管の義務づけ、完了確認の方法の規定、完了確認を行う者の要件、完了確認の報告 等）</p>
<p>・完了確認のチェックも石綿含有建材調査者をお願いすることが考えられる。自治体がやるより、いまでできなかったところ、特殊なところに目を向けられる。</p> <p>【神山委員】</p> <p>・除去作業が完了したことを適切に判断するようにすべき。</p> <p>【中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国労働安全衛生センター連絡会議、日本建設業連合会】</p>	
<p>・隔離養生の撤去について、判断する者の資格は石綿作業主任者と同等の者で良いのでは。新たに資格制度を作るまでは不要ではないか。</p> <p>【本橋委員】</p>	
<p>・改修工事は夜間・休日作業が多く、短時間で完了することも一般的。完了確認の検査に対して、施工工程に遅延を与えずに実施できる体制が必要。【日本建設業連合会】</p>	
<p>・作業結果などは発注者に報告することが一般的。完了検査の方法は標準化されておらず、法令やガイドラインで示されれば現場ごとの差異がなくなる。【日本建設業連合会】</p>	
<p>・行政による確認は資機材の不足、事務量の課題から全てに対応するのは困難。【山形県】</p> <p>・レベル3建材の除去も含めると職員がほぼ毎日立入検査に出ている状況。事後の調査は困難であり、バランスをとる必要がある。【中村委員】</p>	

5 その他（制度の履行の促進について）

意見概要	対応する論点
<p>・発注者や受注者（特に地方）によるレベル3 建材に関する知識の差、施工方法とその飛散防止対策の差異をなくすための施策、制度設計が必要。</p> <p>【日本建設業連合会、全国解体工事業団体連合会】</p>	<p>・発注者、施工者等に対する更なる普及啓発をいかに進めるべきか。</p>
<p>・事前調査を工事発注前の調査と、着工前の施工調査に分けて実施させることが必要。</p> <p>※着工前の調査で石綿の使用が発見されても、解体工事費用に盛り込むことが難しいとの趣旨</p> <p>【建築物石綿含有建材調査者協会】</p>	
<p>・適切に発注者、受注者、施工者といった主体を把握した上で広報を実施することが重要</p> <p>【全国解体工事業団体連合会】</p> <p>・また、建物の所有者等による管理が適切になされるべき。</p> <p>【中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 全国労働安全衛生センター連絡会議、日本建設業連合会】</p>	
<p>・各省での連携強化は重要。バラバラではわからない。</p> <p>・作業基準をしっかり作るのが大事。「望ましい」では現場は動かない。実施すべきことをしっかり規定してもらいたい。</p> <p>【出野委員】</p>	<p>・制度の履行担保の在り方について、改善を目指すべき点は何か。</p>
<p>・罰則が軽すぎる。また、適用できないのは行為犯だからなので、直罰化を検討すべし。</p> <p>【外山委員、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国労働安全衛生センター連絡会議】</p>	
<p>・事前調査結果の確認や立入検査を行う行政職員の専門性の確保や育成も重要。【渡辺委員、山形県】</p>	